

議員提出議案第 4 号

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦
伊藤大輔
木原宏
山本みちよ
上條彰一
福島正美

理由

立川市議会会議規則（昭和 51 年 6 月 30 日議会規則第 1 号）第 13 条第 1 項の規定による。

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎えます。

我が国は、大戦中、自国民やアジアの人々に多大な苦痛をもたらした事への反省に立って、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力を謳い、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきました。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければなりません。

昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（N P D I）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところです。

よって、立川市議会は、一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に下記の事項を求めます。

記

- 1 核兵器国も参加するN P Tにおいて、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することを合意できるよう、議論を積極的にリードすること
- 2 原爆投下70年の本年、我が国で開催される広島での国連軍縮会議、長崎でのパグウォッシュ会議世界大会から、核兵器のない世界に向けた法的枠組み実現への力強いメッセージが世界に発信できるよう、政府関係者、専門家、科学者とともに市民社会の代表や世界の青年による参加の促進を図るなど、両会議を政府としても積極的に支援すること
- 3 核兵器禁止条約をはじめとする法的枠組みの基本的理念となる核兵器の非人道性や人間の安全保障ならびに地球規模の安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月30日

立川市議会
議長 須崎八朗